

福島県子どもを虐待から守る条例（案）に関する県民意見への対応について

1 募集期間 令和元年12月26日（木曜）～令和2年1月20日（月曜）

2 県民意見の提出状況

意見提出者（個人・団体）数 12名 意見数 76件
 (分類)
 条文等修正意見（条文等の修正を求める意見） 50件
 全体意見（条例全体に関する意見） 3件
 施策に関する意見（具体的な施策に関する意見） 20件
 その他 3件

3 意見の内容とその対応 下記のとおり。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
1	条例の名称	「福島県子どもへの虐待防止条例」とする。 理由：子どもを守る、虐待をしない、させない条例であることがより明確になる。 名称に合わせて、条例案の文中にある「子どもを虐待から守ること」という文言をすべて「子どもへの虐待防止」と変える。	虐待防止対策のほか、虐待を受けた子どもへの援助等も含めて、子どもの成長を支えるという目的を踏まえ、原案のとおり「福島県子どもを虐待から守る条例」とします。
2	前文	虐待の背景として「核家族化、地域社会における人間関係の希薄化」のみをあげ、「家庭や地域社会における養育力が低下」していることを虐待の原因としていることは虐待についての認識が狭くかつ一面的である。「貧困と格差の拡大、過度な競争や管理の強化、家族や家庭の孤立化などを背景に、適切さに欠ける養育による虐待が多発している」と改める。※専門家の間では「虐待」という用語を用いずに「不適切な養育」という表現も検討されている。	御意見を踏まえ、前文を「核家族化、地域社会における人間関係の希薄化、経済環境などを背景に～」と修正します。
3	前文	福島県独自の条例が必要であるとすれば、前文で「東日本大震災と原発事故に伴う避難の長期化」について言及しているように、自主避難をふくむ避難者に対する支援について特別の配慮を講じるべきであるが、条例案では何らふれられていない。「震災を経験した福島県だからこそ」という部分で「原発事故が消えているのは何らかの意図があるのではないか」という指摘につながる恐れもあるのではないかと。	県の条例においては「東日本大震災」は「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害」と定義しており、「東日本大震災」に原発事故も含まれることから、条文については、原案のとおりとします。
4	前文	「虐待を受けた子どもの健やかな成長を促し、」を「虐待を受けた子どもを早期に発見し、安全を確保するとともに、虐待を受ける恐れのない環境で健やかな成長を促し、」に改める。 虐待の後にすぐ成長がくるのは飛躍である。本条例は、子どもを虐待から保護するための条例である。まずは保護することに焦点をあてるべきで、その後の成長にまで踏み込む必要性は必ずしもあるとは言えない。まずは生命を救うことに集中すべきと考える。	本条例の趣旨は、「社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し、ここにこの条例を制定する。」としていることから、原案のとおりとします。
5	前文	「その防止体制を充実させ」を「実効性ある防止体制を確立させる」に改める。 深刻な虐待を受けている子どもにとっては、一日一日が恐怖と絶望のどん底であり、一刻を争う事態も少なくない。については本条例を定めるにあたり県には相当の覚悟が求められる。充実という緩慢な言葉ではなく、実効性ある体制を一日も早く確立する、その確固たる意志を示すべきである。	御意見を踏まえ、当該箇所を「実効性ある防止体制を確立し」と修正します。
6	前文	「震災を経験した福島県だからこそ、生命の尊さを深く認識することで」を削除する。 阪神淡路大震災や集中豪雨など全国的に大災害は頻発しており、福島県が特別ではない。条例にそぐわず違和感を覚える。	原発事故を含めた東日本大震災で被災した本県特有の状況も踏まえて条例を制定していることから、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
7	前文	10行目…「どんな理由があろうとも」を「いかなる理由があっても」にする。理由：本文と統一するため。 13行目…二つ目の読点の後に「すべての子どもへの予防教育と」という文言を入れる。 理由：虐待防止には、すべての子どもへの予防教育が重要。 下から2行目…「その健やかな成長を支えることを目指し」を「虐待をなくすことを目指し」とする。 理由：虐待をなくしたいという強い思いを表現したい。	御意見を踏まえ、前文の該当箇所について、「いかなる理由があろうとも」と修正するとともに、「全ての子どもへの予防教育と」を追加しました。 なお、「虐待をなくすことを目指し」と修正すべきとの意見については、検討の結果、原案のとおりとします。 (理由についてはNo.4回答参照)
8	(目的) 第一条 (基本理念) 第三条	虐待防止は家庭内で起こる可能性が高いので、市町村、県、関係機関等が連携し・・・ではなく、やはり、義務教育の小学校、中学校や教育委員会をちゃんと明記すべき。子ども自身が虐待に気づき、そこから這い上がっていく強さを育てる事も大切だと考える。虐待防止のための人権教育は教師と児童、どちらもしっかり考えていくべきこと。人権教育は子どもを中心に周りの大人が教師、地域が一体になって行うべきと考える。教育機関は関係機関等でなくしっかり記載するべき。	虐待防止に関わる機関は多岐にわたることから、教育機関は、本条例上の定義として「関係機関等」と整理します。
9	(定義) 第二条第一項及び第二項	用語の意義として「子ども」「保護者」があるが、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法律第八十二号)の第二条は(児童虐待の定義)が書かれてあり、子ども及び保護者の説明として、「各号列記以外の部分に規定する児童、保護者」というのが何を指しているのか分からない。	御意見を踏まえ、第二条第一項の「子ども」の定義は「十八歳に満たない者」、第二条第二項の「保護者」の定義は「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護するもの」と修正します。
10	(定義) 第二条第三号	受動喫煙も虐待に含まれることを明記すべきである。 受動喫煙とは、たばこの煙を吸わされることだけでなく、残留するたばこの臭気その他の排出物を吸わされることも含む。 「東京都子どもを受動喫煙から守る条例」を参考にすべきである。	検討の結果、原案のとおりとします。 なお、受動喫煙については、受動喫煙による健康影響が大きい子ども等に特に配慮することとした健康増進法に基づく対策が適切に実施されるよう、県の取組を確認してまいります。
11	(基本理念) 第三条第四項	1行目の読点の後に「子ども及び」と入れる。 理由：子どもも孤立させないことが重要。	御意見を踏まえ、該当箇所を「子ども及び保護者を孤立させない社会づくりを～」と修正します。
12	(県の責務) 第四条第二項	「必要な支援を行うものとする。」ほか同様の条文すべて非常に抽象的で実効性に乏しいと言わざるを得ない。「必要な支援」とは何か？誰が何を持ってどのように県にそれを伝えるのか？必要があっても何らかの事情で伝えられない場合も考えられるし、伝えられたとしてもそれを必要と思うかどうかは対応する職員によっても変わってくる。対応する職員によって問題が問題とされないことのないよう具体的な施策を入れるべきである。	検討の結果、原案のとおりとします。 なお、御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
13	(市町村の役割) 第五条	2行目…「整備に努めるものとする」を「整備と実践に努めなければならない」とする。 理由：整備だけでは不十分なので。	検討の結果、原案のとおりとします。
14	(保護者の責務等) 第六条	第6条で保護者は虐待を行ってはならないとあるが、昨年制定された児童福祉法の一部を改正する法律では親権者(保護者)の体罰を禁止している。体罰についての言及がないまま「虐待」を禁止することは、「虐待」の概念を狭め、昨年成立した法律をむしろ後退させることにはならないか。	御意見を踏まえ、第六条第二項として、「保護者は、子どものしつけに際して体罰を加えてはならない。」を追加しました。
15	(保護者の責務等) 第六条第一項	1行目…「いかなる理由があろうとも」を「いかなる理由があっても」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。
16	(保護者の責務等) 第六条第二項及び第三項	(3項と合体し)「保護者は、子育てについての責任を有することを深く認識し、子どもが心身ともに健やかに成長することができるよう努めなければならない。」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。
17	(県民の役割等) 第七条	虐待の客観的判断は関係機関が行うこととし、県民は虐待の疑いが生じた時点で通告する。	御意見を踏まえ、第七条第一項を「県民は、基本理念にのっとり、虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合には、速やかに通告しなければならない。」と修正します。
18	(関係機関等の役割等) 第八条	3項を設けて、学校・児童福祉施設の役割についても明記する。 「3 学校・児童福祉施設は児童及び保護者に対して虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。」 理由：虐待防止には、早期発見や子どもの保護と同時に虐待そのものが起こらないようにする予防教育が重要。学校や児童福祉施設は全ての子どもや保護者に対して虐待防止のための教育や啓発に努めなければならないと「児童虐待の防止に関する法律」の第五条3項に明記されています。	御意見を踏まえ、第八条第三項として、「関係機関のうち、学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、虐待防止のための教育又は啓発に努めなければならない。」を追加します。
19	(基本計画) 第十条第一項	2行目…「基本的な計画」を「基本計画」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
20	(基本計画) 第十条第二項	目標が虐待件数を削減する数値目標であるのなら本条文は不要なので削除する。 本施策は人の内面に關わる問題であり、目標を立てて数値化することに必ずしもそぐわない。様々な問題を複合的に抱える社会情勢において、虐待が目に見える形で減少するには時間がかかると推測され、このような数字の加減に一喜一憂するのはばかげている。 数字を追うのではなく実効性ある施策に資金と人を投じるべきである。 数値化した目標を立てるのであれば、第二十二条 児童相談所の体制強化における職員数の増員などに充てられるべきである。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
21	(基本計画) 第十条第二項	「次に掲げる事項について」を「次に掲げる事項を」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。
22	(未然防止) 第十一条 (早期発見) 第十三条	次に、第十一条と第十三条について意見を述べさせていただきます。こうした状況のもとで、私は未だに実の子との面会交流が行われておりません。ご存じのように、面会交流の意義というのは、まず、子どもはお父さん、お母さんそれぞれから愛されている、大切にされている、ちゃんと気にかけてもらっている、と感じられることで安心します。その安心感は、いずれ「自分は自分でいいんだ。」「自分は大丈夫。」という気持ちにつながり、子どもが生きていく上での大きな力になります。もし面会交流がなされていないとしたら、子どもの自己肯定感や他者への基本的信頼感が著しく低下することが内外の研究結果として得られています。さらに、約30年ぶりの改定となるICD第11版（ICD-11）では「PA,ParentalAlienation< https://en.wikipedia.org/wiki/Parental_alienation >（片親疎外）」が精神及び行動の障害の分類インデックスに記載されています。WHO（世界保健機関）は片親疎外の現実を認識しています。片親疎外（PA）は、子どもへの精神的虐待なのです。 もう一つの意義は、面会交流によって、両方の親が子どもの養育に関わることによって、一方の親が子どもの体に傷や痣をつけることはしなくなるということです。もう一方の親に見つかる可能性が高くなり、親権を剥奪される可能性が高まるからです。このことは、「面会交流を促進することは、悲惨な児童虐待防止の観点からも有効である」と、小出法務省民事局長も2019年11月14日参議院法務委員会で答弁されています。したがって、児童虐待の防止という観点からもぜひ面会交流の必要性をこの条例案に盛り込んでいただきたいと思います。よろしくお願ひ申し上げます。	検討の結果、原案のとおりとします。 なお、御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
23	(未然防止) 第十一条	虐待の態様の多様さ（身体的、精神的をはじめ、ネグレクト、嬰兒殺、性的虐待、DV、無理心中、教育虐待、あってはならない関係機関の人間による虐待や学校でのいじめや、差別的待遇も）を考えれば、その原因はさらに多様多種、複雑である。孤立させないためには、子育て支援全般のみならず、貧困対策、就労支援、教育施策や地域おこしまで、生活全体にわたる総合的な取組が必要である。そのへんも理念として取り入れてもらいたい。	検討の結果、原案のとおりとします。 なお、御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
24	(未然防止) 第十一条第一項	「子育て中の家庭に対する」を「子育てに対する」にする。	検討の結果、原案のとおりとします。
25	(未然防止) 第十一条第二項	誰に対しての情報提供、必要な措置なのかがよくわからないので再考願ひます。	御意見を踏まえ、第十一条第二項を「県は、市町村が母子保健に関する事業を実施するに当たって、保護者等に対し、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行うことができるよう、市町村及び子育て世代包括支援センター（母子保健法（昭和四十年法律第四百四十一号）第二十二條第一項の母子健康包括支援センターをいう。）に対する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。」と修正します。
26	(未然防止) 第十一条第三項	2行目の啓発活動の前に「人権教育・」を入れる。 理由：子どもが、自身が守られるべき存在であると認識するためには私は大切な存在だと思えるように育てることが必要です。	御意見を踏まえ、該当箇所に「人権教育及び」を追加します。
27	(未然防止) 第十一条第四項	1行目の啓発活動の前に「教育・」を入れる。 理由：啓発活動に加え、教育が必要だと思います。	御意見を踏まえ、該当箇所に「教育及び」を追加します。
28	(未然防止) 第十一条第五項	2行目「～妊婦に対し、啓発活動と情報提供並びに必要な支援を行うものとする。」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。
29	(未然防止) 第十一条第六項	何を言わんとしているのかがよくわからないので再考願ひます。	御意見を踏まえ、第十一条第六項を「県は、県民が安心して子育てできるよう、保護者が集い情報交換及び交流する場の円滑な運営を支援するものとする。」と修正します。
30	(啓発活動) 第十二条第二項	教育の前に「人権」と入れ、「人権教育及び啓発活動」とする。	御意見を踏まえ、該当箇所を「人権教育」と修正します。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
31	(啓発活動) 第十二条第三項	虐待防止月間は不要なので削除する。 子どもを虐待から保護することは、間断なく実施することが求められる。特定の期間を持って啓発活動を強化することはいかにもお役所的で時代遅れであり何ら効果は期待できない。実効性ある施策に資金と人を回すべき。	国の施策と呼応して虐待防止推進月間を設け、県民に啓発を行うことは必要であることから、原案のとおりとします。
32	(早期発見) 第十三条第一項	「県は、虐待を早期発見できるよう～ものとする。」を「県は、市町村、関係機関と緊密な連携を図り、虐待の早期発見に努めなければならない。」に改める。	検討の結果、原案のとおりとします。
33	(早期発見) 第十三条第二項	「相談しやすい環境づくりに努めなければならない。」は、抽象的で実効性に乏しい。積極的で具体的な施策を入れるべき。	御意見を踏まえ、第十三条第二項を「県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども及び虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を整備するものとする。」と修正します。
34	(早期発見) 第十三条第二項	「虐待を受けた子ども（虐待を受けたと思われる子どもを含む。以下この章において同じ。）を発見した者が」とする。	御意見を踏まえ、第十三条第二項を「県は、虐待を受けたと思われる子どもを発見した者が通告しやすく、かつ、虐待を受けた子ども及び虐待に気付いた家族その他の者が相談しやすい環境を整備するものとする。」と修正します。
35	(安全の確認及び確保) 第十六条	昔は「親権」の楯の前に立ち止まり、幼い命を救えなかった。がその後の法改正により、親権の喪失や停止により、踏み込めるようになった。また過去には、出頭要求、再要求、立入調査等の一時保護までの手順に縛られて、あるいはまた、氏名や人物の特定ができないという理由で犠牲を防げなかった。しかし、これらもその後、ルールの改善により、臨検、捜索、保護へまで繋げるようになった。だが、しかし、このような法は常に、後手後手に回ってそのその犠牲の上に立ってしか成立させなければならないのであろうか。もしそうならば法は命を守るものではなく、犠牲の命によって逆に守られているとしか思えない。法が過去の尊い犠牲の上に存在するものならば、少なくとも次の犠牲の前に立とうとするべきである。「想定外」はもう言い訳にもならない。条例にも、命を守ることを最優先にするとうたっているではないか。法が壁となるなら、制度手続きのために時間を要するなら、躊躇なくそれを超える。そういう一文があってもいいのではないか。 「不測の事態に際しては、命を守ることを最優先とし、法を超越し、手順を省略しても保護に務めること。その場合、他の一切の責任を問わない。」 これでは英断で無く暴挙というだろう。けれども何か考えてほしい。	御意見を踏まえ、第十六条第一項及び第二項に「子どもの生命を守ることを最も優先し」を追加します。
36	(安全の確認及び確保) 第十六条第一項	「市町村」を削除する。 また、「警察署長は協力を求められた場合拒否することはできない。」を追加する。 市町村は限られた人員、予算しかなく専門性をもった職員もいない場合が多いため、過重な負担となりかねない。今ももっとも求められるのは警察の協力である。児童相談所の職員の安全が保障されないため悲劇が繰り返されてきたことを重視し、児相の安全確保と警察の責務についても条文に入れることが望ましい。	安全確認等において「市町村」の役割は重要であることから削除せず、原案のとおりとします。 また、「警察署長」については、児童虐待の防止等に関する法律等において、その役割が明記されており、原案のとおりとします。
37	(安全の確認及び確保) 第十六条第一項及び第二項	(安全の確認及び確保)について知事、及び児童相談所長は、警察署長又は市町村長に対し「協力を求めるものとする。」とあるが、条例であるならば、「協力を求め、権限を行使する。」必要があるのではないのでしょうか。警察だけでなく、児相にも実効性のある権限を持たせるべきではないかと思えます。現実の状況を考えれば、協力を求めるだけでは具体的でなく、弱いと感じます。	御意見を踏まえ、第十六条第一項及び第二項に「適切に権限を行使し」を追加します。
38	(安全の確認及び確保) 第十六条第三項	「法第8条第2項」は「法第八条」ではないですか。	第十四条において、「法第八条第二項に規定する安全の確認を行うための措置（以下「安全確認措置」という。）」と規定していることから、当該箇所を削除することとします。
39	(安全の確認及び確保) 第十六条第四項	「管理し、又は所有」を「管理又は所有」とする。	検討の結果、原案のとおりとします。
40	第四章 援助、指導及び支援	援助、指導及び支援」を「援助及び支援」とする。 理由：指導は適切でないように思います。	本条例において、指導について規定していることから、原案のとおりとします。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
41	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第一項	「県は、虐待を受けた子どもを虐待から守り、」は文章としておかしいので、「虐待を受けた子どもに対し、」に改める。 「身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。」を「医療機関等へつなげる。」に改める。	御意見を踏まえ、第十八条第一項を「県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。」と修正します。 なお、「医療機関等へつなげる。」と改めるべきとの意見については、検討の結果、原案のとおりとします。
42	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第一項	「良好な家庭的環境」を「当該子どもが安心できる家庭的環境」とする。 理由：何を持って良好とするかわかりづらい。「子どもが安心できる」とした方が具体的ですし、子どもの安心が一番だと思います。	御意見を踏まえ、第十八条第一項を「県は、虐待を受けた子どもが安心して生活できる家庭的環境を確保し、教育を受ける権利が侵害されないようにするとともに、当該子どもの心身の健康の回復を図るため、当該子どもに対し、その年齢、心身の状況等を十分考慮して、必要な援助を行うものとする。」と修正します。
43	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第二項	「県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長し、～取り組むものとする。」について、県がここまで取り組むのは望ましいことではあるが、領域が広すぎて過重な負担となりかねない。むしろ高い専門性を持った組織や人材育成のための財政措置こそが実効性ある施策につながると考える。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。 なお、条例の中で、組織、人材育成及び財政措置について別途規定していることから、検討の結果、原案のとおりとします。
44	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第二項	「県は、虐待を受けた子どもが健やかに成長できるよう、関係機関等と連携して援助及び支援に取り組むものとする。」とする。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。 条文については、原案のとおりとします。
45	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第二項	「～関係機関と連携して取り組むものとする。」は、何に取り組むのか「指導及び支援を行うものとする。」と具体的にした方が良いのではないのでしょうか。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。 条文については、原案のとおりとします。
46	(保護者に対する支援) 第十九条	1行目…「県は、虐待を受けた子どもの保護者が良好な家庭環境を形成し」を「県は、虐待をしてしまう保護者に対し、子どもが安心してできる家庭環境を形成し」とする。 2行目…必要な指導の「指導」を取り、「必要な支援その他の…」とする。 理由：「指導」は適切でない。	御意見を踏まえ、第十九条を「県は、虐待を行った保護者に対し、子どもが安心してできる家庭環境を形成し、再び虐待を行うことがないように、市町村及び関係機関等と連携し、必要な指導、支援その他の必要な措置を講ずるものとする。」と修正します。 なお、「指導」を削除すべきという意見については、児童相談所の保護者に対する指導等を想定していることから、原案のとおりとします。
47	(社会的養護の充実) 第二十一条第一項	2行目…「並びに」を取り、「家庭的な養育環境の整備、より専門的で…」とする。	御意見を踏まえ、該当箇所を「～家庭的な養育環境の整備、より専門的で～」と修正しました。
48	(人材の育成) 第二十五条	「海外の先進的な取り組み等を積極的に取り入れるため、必要な研修制度を整備する。」を追加する。 虐待からの子どもの保護、親への支援、子どもの精神的なケア等の分野は海外の方がより優れ先進的な取り組みを行っている国が多い。積極的に学ぶ機会を作ることが求められる。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。 条文については、原案のとおりとします。
49	(人材の育成) 第二十五条	2行目…「人材の育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得並びに心身の健康の保持に関する 研修等を行うものとする。」が良い。 理由：現況のままだと、「県が人材に対して心身の健康の保持に努める」ということになり、意味がわかりづらい。	御意見を踏まえ、「県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。」と修正します。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
50	(人材の育成) 第二十五条	人材育成について、「～その育成を図るため、～心身の健康の保持に努めるものとする。」ではおかしい。健康保持はここで言うことではないと思います。(骨子案も同様)	御意見を踏まえ、「県は、県、市町村及び関係機関等における子どもを虐待から守ることに寄与する人材に対し、その育成を図るため、専門的な知識及び技術の習得の研修を行うとともに、当該者の心身の健康の保持に努めるものとする。」と修正します。
51	条例全体	昨年「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法の一部を改正する法律」が国会で可決成立し、東京や千葉県などで発生した悲惨な虐待死の再発防止もあわせて、政府による「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(7月30日付関係閣僚会議決定)をはじめとする詳細で具体的な通知等が厚労省などから関係機関等にだされている。今回の福島県の条例案をみる限り、その内容は全体としてそれらの施策の範囲内に収まるものであり、あえて条例を定めなければならない必要性を見出すことができない。むしろ、地方自治体においては、その具体化に全力を投入することがさしあたっての最重要課題であると考えられる。	県議会としては、「社会全体で虐待の防止に関する理解を深め、実効性のある防止体制を確立させ、早期発見から再発防止を図るとともに、全ての子どもへの予防教育と虐待を受けた子どもに対する適切な援助を行い、東日本大震災を経験した福島県であるからこそ、生命の尊さを深く認識することで、その健やかな成長を支えることを目指し」本条例を策定することとしたところです。
52	条例全体	福島県において児童虐待問題に関する県民の関心を一層喚起するうえで、条例制定の提案は重要な意義をもつものと考えられるが、児童虐待の背景や原因に関する原案作成者の認識など基本的な点で県民的議論を広げ深めていく余地が大きい。条例案では、「基本理念にのっとり」という表現が多用されており、「基本」を厳密かつ慎重に検討するべきであることは言をまたない。拙速な条例制定に走ることなく、緊急対策を強化しつつ、児童虐待の根絶のための県民的な取り組みと議論・実践・研究を展開していただきたい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
53	条例全体	全般的に受け身で消極的な印象が強い。もっと積極的で実効性のある施策を求めたい。 直近に起きた東京都目黒区の虐待死亡事件では、母親もDV被害者でありSOSを発していたが届かなかったことが裁判で明らかになった。この経験からこの母親は子どもを虐待から守るには親への援助がもっとも有効であると朝日新聞の取材に対し述べている。この点解決への糸口が示されていると言えるのではないか。このことを踏まえ、子どもとともに親への支援に重点を置く施策を望みたい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
54	(定義) 第二条第四号	「教育虐待」ということも考えれば、関係機関として、塾・習い事教室・スポーツクラブ等も視野に入れていい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
55	(保護者の責務等) 第六条 (未然防止) 第十一条)	援助を必要とする者が自分から援助を求めてくることは、あまりない。援助を求めるとい能力が不足していることもある。援助する側から働きかけることも必要。例えば、種々の定期健診の際に子育ての様子を聞くとか。定期相談の機会にするとか。何かそんな制度はできないだろうか。過去の悲惨な事例を見るにつけ、その最悪の結末に至る過程の、どこかで、誰かが、一度でも、少しでも、手を差し伸べていたなら、尊い命を救うことができているのと思うことが少なくない。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
56	(関係機関等の役割等) 第八条	虐待をまず発見しやすいのは地域社会である。関係機関にはプロとして、その直感力、観察力、洞察力、を発揮してもらいたい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
57	(連携及び協働) 第九条	まず、第九条のことについて意見を述べさせていただきます。 第九条三項に、「県は、配偶者に対する暴力(以下「DV」という。)による虐待を防ぐため、児童相談所、警察及び関係機関等と連携し、安全確保を最優先に子どもとDV被害者を支援するものとする。」と記載されていますが、DVをどういう基準で、誰が判断するのかが非常に曖昧なため、それぞれの状況に応じて、児童相談所、警察及び関係機関等が対応できるのか甚だ疑問です。実際、私もかつてDV被害者ということで、県の配偶者暴力相談支援センターに相談したことがありました。具体的には、女性のための相談支援センターや県北保健福祉事務所に相談をしました。そこに相談したところ、ここは女性限定です。男性の方は、男女共生センターに相談してくださいと言われました。県が担当している8カ所ある配偶者暴力相談支援センターのうち、男性が相談できるのは1カ所しかないのです。 また、元妻は自分がDV被害者ということで女性のための相談支援センターに相談しました。そこでは元妻の意見のみを受け止め、私の意見は全く述べる機会すら与えられずにDV等支援措置が執られ、元妻に相談員は「それはDVです。支配と被支配との関係性があります。」とアドバイスをしたそうです。私は、福島県が男女共同参画社会を目指しているながら、この不公平さに大変失望しました。 現在DVのねつ造が問題になっています。また、いったんDV加害者と認定されれば容易に覆ることができない現行制度は見直さなければならぬと思います。まず被害者を迅速に保護して支援を開始したうえで、加害者とされた側の意見もよく聞き、その結果に応じて支援のあり方を見直していくようにしていただきたいと思います。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
58	(未然防止) 第十一条	結婚・離婚・再婚・転居時の、住民登録のない場合を含めての、養育環境を把握できるルール・制度を作る。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
59	(未然防止) 第十一条第二項	母子支援と同時に、父親また他の保護者に対する・支援・啓発にも力を入れてほしい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
60	(未然防止) 第十一条第三項	子どもに対し、権利と言っても抽象的で分かりにくい。何が「虐待」に当たるのか、行為を具体的に上げたパンフレットなどを配布するなどして、例えば虐待と認識されにくい性的虐待やネグレクトについても虐待であるとはっきり認識できるよう具体的でわかりやすく指導をすべきである。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
61	(未然防止) 第十一条第四号	義務教育中に情報提供するともれなく伝わらと思う。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
62	(未然防止) 第十一条第六項	「虐待の未然防止に資するため、保護者が集まり、」については、集まりに出てこれられない人についてはどうするのか。具体的な措置が求められる。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
63	(虐待を受けた子どもに対する援助等) 第十八条第一項	「教育を受ける権利」・・・今後、具体的な施策を検討して欲しい。 一時保護された場合(最大60日)、学校教育環境から隔離された日々を過ごします。この間、一時保護の担当者は、「保育士」が担っています。保護所では、午前中の学習時間(約2時間)が設定されていますが、教育学を学んだ職員が指導していないので、教育的な視点で学習支援が行われていることがほとんど無いと考えます。 これでは、一時保護を解除され学校へ復帰した際に、最大2ヶ月間の学習を習っていないことで「浦島太郎」状態になり、学級の学習についていくことが困難になる子どもが多いです。また、一時保護される子どもの中には、もともと学習レベルが低い子どもがいることを考えれば、「安心・安全が守られた環境」の中で学びの再指導を行うことが可能であると考えます。よって、以下の点を提案します。 ○ 児童相談所へ現職教員を配置する。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
64	(保護者に対する支援) 第十九条	「保護者支援」・・・今後、具体的な施策を検討して欲しい。 保護者は、ここらつまずきをもっている人がいます。例えば、 ① 虐待の世代間連鎖 ② 親が育ちの中で、しつけとして行われたことの言動を、そのまま我が子の対処方法としてとっている。 ③ 各種依存(アルコール、ギャンブル、異性など) ④ 心身症・精神疾患 ⑤ 現在の家庭環境(夫婦間のDV、貧困など) などを背景にした保護者が多く見られます。子どもたちは、一時保護したとしても、保護者の心理的影響の改善、家庭環境の改善が図られないと、問題解決になりません。よって、以下のことを提案します。 特に、心身の不調の保護者に対する「通院治療」「カウンセリング」などを支援する具体的な組織、方針を明確にする必要があると感じます。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
65	(子ども自身による安全確保への支援) 第二十三条	小学生は、高校生の話は聞く。高校生から教えてほしい。興味がある、選ばれた高校生ではなく全員参加で。 興味がある人ばかりではよいものではない。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
66	(人材の育成) 第二十五条	人員の確保及び人材の育成のためにも、知識不足、経験不足を補う、マニュアル、アセスメント、トリアージ等のルール整備してほしい。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
67	(調査研究) 第二十六条	CDRの制度化(注:CDR=チャイルド・デス・デビュー 事故や虐待による子どもの死亡事例を幅広く検証し、再発防止に繋げる制度 事務局記載)	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
68	条例全体	核家族化が、孤立して子育てを行う今、子育て支援センターや全戸訪問、包括支援または専門機関との連携等様々な活動がされていますが、身近な近所との付き合いは乏しくなっていると思います。その為、子どもを泣かせてしまうと虐待と勘違いされ通報されてしまう、親は、泣かせられない、子どもは思い通りにならないで、不安に押しつぶされ、子どもにあたりたい気持ちになると思います。そこで、少しでも近隣の方とのコミュニケーションを図りやすくし、お互いを知り、地域で子育てをするという大きな目標が実践に繋がるように、例えば町内の小学生対象の子供会のようなものを、0歳児～就学前の子ども達対象の子供会を行うのはどうかと考えました。幼稚園に預け、働いていない保護者の方は、子育て支援センターを利用したり公園でさまざまな方とお話したり、沢山情報交換をできると思うのですが、働いている方で、積極的なコミュニケーションをとるのが苦手な方は、子育てに不安だったり、イライラが募ると思います。そこで、町内でお年寄りを招き、お茶を飲みながら子育ての話の話を聞いたり、抱っこしてもらったりするだけでも心は軽くなると思います。町で会っても声を掛けてもらえる関係になるのではないかと思います。ただ、会長となる方は、負担も大きいので、市から会長になる方に少しでもいいので報酬があるといいのではないかと思います。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。

No.	該当箇所	御意見	県議会の考え方
69	条例全体	今回の条例案を見る中で、虐待から子ども達を守るための内容が多いのは分かるのですが、親も仕事と育児とで忙しい時が多いので、何かあった人だけでなく親の話を定期的に聞く、カウンセリング的な機会があるといいのではないかと思います。抱え込む人は、自分の話を親身に聞いてくれる人を見つけられずにいるのだと思います。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
70	条例全体	保育園として、今後も早期発見に努め、不審なアザや、傷が無いか意識しながら身体チェックし、発見した場合は、児童相談所・市役所に通報し連携を取っていききたいと思います。 また、保護者のリフレッシュ、相談、情報交換等の場の提供として保育園には、子育て支援センターが設置され活用されていますが、他に親子で遊べる施設が少ないので、親子で触れ合えるもっと魅力的な施設（無料か格安の施設）があると保護者の方々の精神面のケアになるのではないかと思います。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
71	条例全体	1歳半検診と、3歳半検診の間に、全戸訪問的なものがあると個別に悩みなどを相談したり、家庭の様子をうかがい知ることができると良い機会になると思いました。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
72	条例全体	現場にいますと、正に総則で述べられているように家庭、地域社会の教育力の低下により、子育て環境が劣悪になっており、さらに経済格差が教育格差を助長させ、頭を悩ますような案件が増加しているのをひしひしと感じています。虐待という報道で取り上げられているような凄惨なものと考えがちですが、そこまで至らなくても虐待まがいや一歩手前の例は、都市部や地方とに関わらず、どこにでもあふれています。教育委員会、学校でも「児童虐待の手引き」を配布したり、研修を行ったりして職員の意識向上に努めています。難しい問題をはらんでいるケースが多いため、対応に困惑しているのも事実です。児相についても、案件が多すぎて対応しきれないのも分かっているので、学校としては、残念ながらあてにならないと感じているのも正直なところ。虐待防止については、とにかく子育て環境を改善するための保護者支援システムが必要不可欠です。社会全体で取り組んでいけるよう、行政がリーダーシップをとって実効性のあるものにしていただきたいと思ひます。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
73	その他	小生は、保育士資格を有することから36年前に「一時保護所」で施設実習を行いました。その際、教育の素人ながら、この子どもたちの学びは大丈夫なのだろうかという疑問を持ちました。約10年後に教員になり、それから10年後に「教員10年研修」として「一時保護所」で実習を行いました。 この間、約20年経過していましたが、「一時保護所」のシステムは何も変わっていませんでした。それぞれの実習終了後の所長面談では、上記のことをお伝えした経験があります。 更に、教員となってからは、「一時保護」される対象児、または、育成相談や非行相談の対象児（保護者）の対応することが多く、当然児童相談所職員とも接します。その過程で、学校と児童相談所のさまざまな齟齬も感じています。 ① 虐待に対して「しばらく、様子を見守りましょう」の言葉一つにしても、学校のニュアンスと福祉のニュアンスが異なっていることがあります。学校側の感覚で再度「連絡しても」、児童相談所の考えとは違っていただいようで、対応して貰えないと不満を持つことも多々あります。 ② 一時保護から戻っても学習内容が分からず、ますます「学びから離れてしまう子ども」たちもいることが対応したことがある同僚も話しています。 ③ ある家族の場合では、当時、所員に言われた言葉は忘れません。「保護者支援をしなければ、この家族は替わらないのではないのでしょうか」と提案した際に、「ここは児童相談所なので、具体的な保護者の支援はできない」と言うことでした。 結果的に、保護者は具体的な支援を受けられずに、家族関係を改善できないまま現在に至っています。 法整備は大切なことです。次は、具体的に何が出来るか。何をすべきか。それぞれの【関係機関】というキーワードがある中で、それらの方々から現状を聞き取り、具体的な支援の施策を作り上げて欲しいと思ひます。	御意見につきましては、今後の具体的な施策の実施に当たり参考としてまいります。
74	(未然防止) 第十一条第六号	他県条例と比べても具体的に何をやるか一歩踏み込んだ内容でとても良い。	条例施行後、当該条項に基づいて施策が実施されるよう、本県議会としてその実施状況を確認してまいります。
75	その他	よいことが書いてあるから多くの人に読んでほしい。ただ、一文が長くて読みづらい。 「伝えるのが上手な人」「伝えるのが仕事の人」（例えば、新聞記者）にわかりやすくしてもらおうとよいのではないかと。	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例趣旨等について」を作成しました。
76	その他	条例案は、どの内容も重要なものばかりだと思います。条例から、ガイドブック（要約したもの）など広く知れ渡るものになると良いと思ひました。	条例とは別に、条文の趣旨、解説等を記載した「条例趣旨等について」を作成しました。